

大阪大学における内部質保証の基本方針

(令和5年2月2日 計画・評価委員会決定)

(令和7年5月15日 計画・評価委員会決定)

1. 趣旨及び目的

大阪大学は、「知の創造、継承及び実践」を使命とし、「地域に生き世界に伸びる」をモットーに、学問の独立性と市民性を備えた世界水準の高度な教育研究を推進するとともに、次代の社会を支え、人類の理想の実現をはかる有能な人材を社会に輩出することを目的としている。

本方針は、本学がその目的に則した活動において常に高い質を保つため、教育研究等の状況を点検及び評価し、自ら改善及び改革を行う内部質保証システムを有効に機能させるとともに、それらの成果を社会と共有することによって新たな価値を共創し続けることを定めたものである。

大学は法令上、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが学校教育法で定められている。また、文部科学大臣の認証を受けた者による定期的な評価（認証評価）を受けることが義務づけられており、その満たすべき大学評価基準においても、自ら定めた教育研究等の質を担保する内部質保証システムが機能していることが強く求められるようになっている。

そもそも大学は自らの理念、目的を持った組織体であり、それを達成するため教育研究等の活動を自律的に行う必要がある。さらには公共的役割を国民から付託された存在として、教育研究活動を通じ、学界、産業界、地域社会などのさまざまな関係者と共有する価値を高めていくことが求められている。大阪大学は、常にさまざまなステークホルダーのニーズを把握し、社会との共創活動を通じて教育研究活動を改善、改革していくことを目指すものである。

2. 基本的な考え方

- (1) 本方針で規定する内部質保証の取組とは、本学の理念、目的、目標の実現に向けて、教育研究をはじめとする諸活動について、自己点検・評価、外部評価、第三者評価及びステークホルダーからの意見等を通じ、それらの結果を基に質の向上に向けた改善及び改革を恒常的に推進し、高い質を保証する取組をいう。
- (2) (1) の取組には、内部質保証の取組の結果を学内外のステークホルダーと共有し、意見を聴取し、共に本学の価値を向上させるための改善及び改革に活かすことを含む。

3. 責任者及び実施体制

- (1) 本学における内部質保証を推進するために統括責任者を置き、総長が任命する質保証推進担当理事をもって充てる。
- (2) 本学における内部質保証を推進するための責任組織として、質保証推進担当理事を委員長とする計画・評価委員会を置き、全学的観点から全学の内部質保証を取りまとめる。
- (3) 別表に掲げるとおり、各理事は全学的な機能に関し内部質保証の責任を有し、各部局等の長はその組織の活動について内部質保証の責任を有する。
- (4) 内部質保証の実施に関する必要な事項は別に定める。

【全学的な機能における内部質保証の責任体制】

機 能		内部質保証の責任を有する者
教 育		教育担当理事
研 究		研究担当理事
社会との共創	産学共創	共創担当理事
	社学共創	社学共創担当理事
グローバル化		グローバル連携担当理事
施設設備	施設	施設担当理事
	ICT 環境整備	情報推進担当理事
	図書館運営	図書館担当理事
学生支援		学生支援担当理事
		グローバル教育担当理事
学生受入		入試担当理事
業務運営	人事労務	人事労務担当理事
	財務	財務担当理事
	広報	広報担当理事
	ダイバーシティ&インクルージョン	ダイバーシティ&インクルージョン担当理事
	リスク管理	リスク管理担当理事
	コンプライアンス	コンプライアンス担当理事
	事務組織	事務組織担当理事

【部局等の内部質保証の責任体制】

機 能	責任・実施組織		内部質保証に 責任を有する者
教 育 研 究 社会との共創 グローバル化 業務運営	各学部・研究科	部局委員会	学部長・研究科長
	各附属病院		病院長
	各附置研究所		研究所長
	各学内共同教育研究 施設核、各全国共同 利用施設その他これ らに相当する組織		施設長